

## しべつ笑顔時計 注意事項

しべつ笑顔時計に応募した方は、次の事項に同意したものとみなします。なお、次に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定めます。

- (1) 応募写真の著作権は市に帰属します。また、広報紙などホームページ以外にも使用する場合があります。
- (2) 著作権は撮影者が、肖像権は写真に写っているすべての人が、応募の時点で「しべつ笑顔時計」や市が発行する広報紙に掲載される場合がある旨を承諾したものとみなします。
- (3) 応募から掲載までは時間を要する場合があります。
- (4) 写真の掲載に関し、応募者、撮影者および掲載者または第三者が被った損害に対し、土別市は一切責任を負いません。
- (5) 掲載が適当と認められない写真は掲載しません。  
(著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉権、第三者の権利を侵害するおそれのある写真。撮影が禁止されている箇所の写真。広告・宣伝・営業活動、公職選挙運動、特定の思想・宗教への勧誘、あるいはわいせつな表現又はそれらに類する内容を含む写真。)
- (6) 笑顔を分かりやすくするためやサイズ調整のため、トリミングする場合があります。
- (7) 応募写真は返却しません。
- (8) 応募者への謝礼などは発生しません。
- (9) 応募者などからの申し出や、市の判断により掲載を取りやめる場合があります。